

**令和 7 年度 ふるさといいじま活性化推進業務委託
プロポーザル実施 基本方針**

1 業務等の名称

令和 7 年度ふるさといいじま活性化推進業務

2 業務等の概要

本業務は、令和 2 年 9 月 29 日付け総務省告示第 280 号に基づき進めているふるさといいじま応援寄付金事業（以下、「ふるさと納税事業」という。）について、プロモーション業務を行うことにより、寄付額の向上やリピーター・新規層獲得を目指すため、各種取り組みを行うものである。

3 業務等の概算金額

事業費上限金額 4,290,000 円（消費税及び地方消費税を含む。）

※令和 7 年度補正予算第 3 号 1166 活性化推進事業 節 12 委託料 4,290,000 円

4 履行期間

契約の日から令和 8 年 3 月 31 日まで

5 採用するプロポーザル方式

公募型プロポーザル方式

6 プロポーザル方式採用理由

本業務は、広範囲かつ専門的な知識と経験を要する業務であり、ふるさと納税事業の寄付額向上と地域経済活性化、関係人口の増加など多くの分野に波及するため、価格以外の観点も重視し、より効果的で費用対効果の高い提案を審査し、選定する必要がある。

よって、公募型プロポーザルを実施し、総合的な見地から判断して最も適した提案者を特定することとする。

7 参加資格要件

- （１） 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 第 1 項の規定に該当しない者であること。
- （２） 飯島町競争入札参加資格者名簿に登載されている者。
- （３） 国税及び地方税等、各種税金を滞納していないこと。
- （４） 参加意向申請書の提出の日から委託候補者を選定するまでの期間に、町における入札参加資格停止基準等に基づく指名停止等の入札参加制限又は文書警告に伴う入札に参加できない措置を受けていない者であること。
- （５） 飯島町暴力団等反社会的勢力排除条例（平成 24 年条例第 14 号）第 2 条第 1 号に規定する暴力団又はその構成員と密接な関係を有するものでないこと。
- （６） 破産法（平成 16 年法律第 75 号）による破産手続き開始の申立て、会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）及び民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）による再生又は再生手続きをしていないこと。
- （７） 事業の趣旨を十分に理解し、仕様書に基づき委託事業を実施するために必要な組

織、人員、資金等の経営基盤を有し、的確に遂行できること。

- (8) 広告・画像・映像制作業務に精通し、過去5年以内に、地方公共団体に対する本業務と同等又は類似した業務を履行した実績を有した事業者であること。

8 提案を求める項目

ふるさと納税事業における下記項目の提案を求める。

- (1) 返礼品画像の洗練及び改善業務
- (2) 返礼品選択意欲喚起におけるSKU化業務
- (3) 寄付者レビュー対応戦略
- (4) 新規返礼品造成業務
- (5) アクセス数向上施策（SEO対策、SNS連携等）
- (6) 返礼品提供事業者への提案
- (7) その他

9 事業者の選定方法

事業者からヒアリング及びプレゼンテーションを受け、当該業務委託の履行に最も適した相手方となる候補者（以下「特定者」という。）を令和7年度ふるさといいじま活性化推進業務プロポーザル審査会（別紙、令和7年度ふるさといいじま活性化推進業務委託プロポーザル審査要領（案）のとおり）において決定する。

その後、特定者との随意契約（地方自治法施行令第167条の2第1項第2号）について、町指名業者選定委員会において審議し、契約者を決定する。

10 スケジュール等（予定）

日時	内容	備考
10月15日 AM	町業者選定委員会	採用決定後、施行伺
10月15日	実施要領等の公表	
10月29日	参加申込書（一次審査）の提出期限 ※参加申込が4者以上の場合実施	
11月4日 PM5:00	質問受付終了	電子メール
11月7日 PM5:00	質問回答	電子メール
11月14日 PM5:00	企画提案書提出期限	
11月20日	審査委員会（二次審査）	防災対策室（事業者の決定）
11月25日（予定）	町業者選定委員会	契約者決定後、審査結果通知
11月28日	契約締結・業務開始予定	
令和8年3月31日	業務完了	